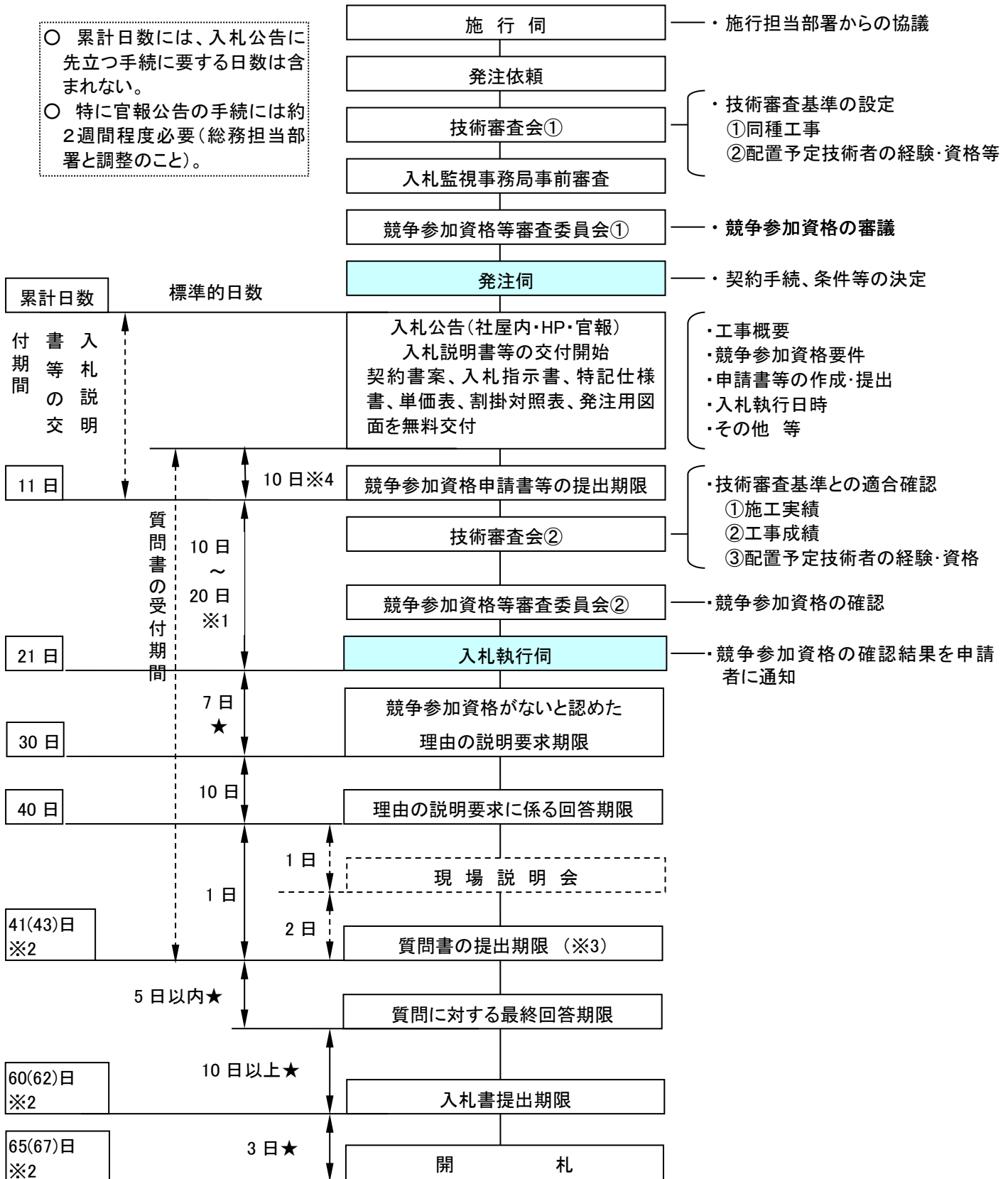


別添-3-1（標準日数フロー 一般競争入札）

- 累計日数には、入札公告に先立つ手続に要する日数は含まれない。
- 特に官報公告の手続には約2週間程度必要（総務担当部署と調整のこと）。



★ 行政機関の休日を含まない。

※1 工種、条件設定、地域性その他の要因により、競争参加資格確認申請書の提出者が10者を超えることが見込まれる工事にあつては、20日以内に通知。

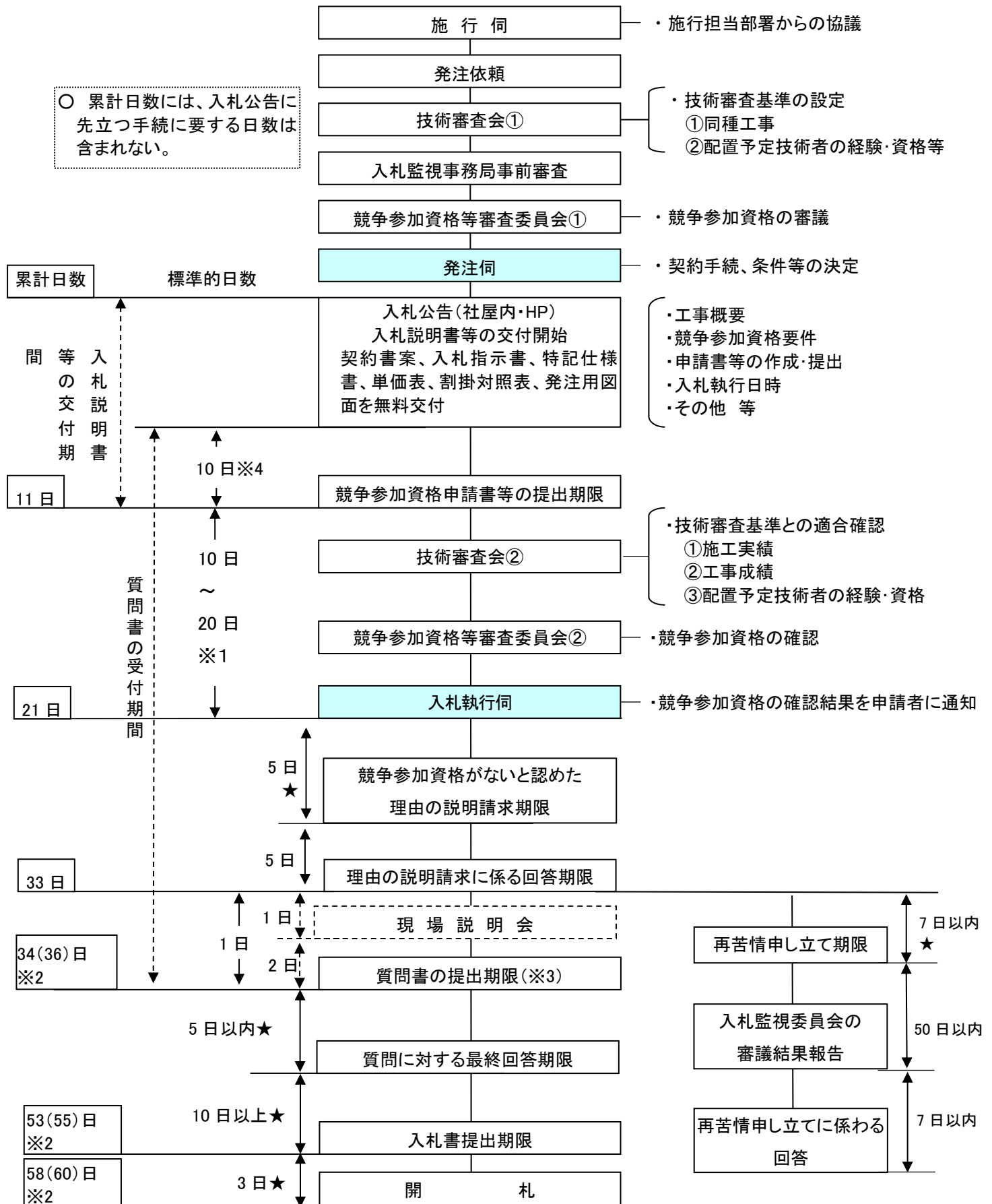
※2（ ）内は、現場説明会を行う場合。

※3 現場説明会を行わない場合は、説明要求に係る回答期限の翌日まで。

※4 入札前価格見積方式を適用する場合は、入札公告日から以下に掲げる期間を確保すること。見積対象項目の数が著しく多い又は見積内容が複雑である等、入札者が見積書作成に相当な時間を要することが想定される場合は【 】内の期間とする。（入札前価格見積方式実施要領より）

・ 見積対象項目総額 5000 万円未満：10 日★【20 日★】 5000 万円以上：15 日★【30 日★】

別添-3-2 (標準日数フロー 条件付一般競争入札方式)



★ 行政機関の休日を含まない。

※1 工種、条件設定、地域性その他の要因により、競争参加資格確認申請書の提出者が10者を超えることが見込まれる工事にあっては、20日以内に通知。

※2 ()内は、現場説明会を行う場合。

※3 現場説明会を行わない場合は、説明要求に係る回答期限の翌日まで。

※4 入札前価格見積方式を適用する場合は、入札公告日から以下に掲げる期間を確保すること。見積対象項目の数が著しく多い又は見積内容が複雑である等、入札者が見積書作成に相当な時間を要することが想定される場合は【】内の期間とする。(入札前価格見積方式実施要領より)

・見積対象項目総額 5000万円未満:10日★【20日★】 5000万円以上:15日★【30日★】